

概要版

日光市こども計画

こどもひとりひとりが尊重され、
心豊かにのびのびと健やかに育ち、
誰もが安心して子育てを行えるまち



令和8年3月

日光市

I 計画の概要

1 計画策定の趣旨

我が国では、出生数が令和6年に約69万人となり、急速に少子化が進んでいます。本市においても出生数は減少傾向にあり、近年は200人台で推移しています。また、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者の増加、共働き世帯の増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増大など、こどもや子育てを取り巻く状況は変化し続けています。

本市では、これまで「次世代育成支援対策推進法」や「子ども・子育て関連3法」に基づき、子育て支援施策を推進してきましたが、本市の合計特殊出生率（令和5年：0.94）は全国（令和5年：1.20）を下回る水準となっています。

国においては、令和5年に「こども家庭庁」が発足し、「こども基本法」や「こども大綱」のもと、こども施策の総合的な推進を図っています。さらに、児童手当の拡充や「こども誰でも通園制度」の創設、国や地方公共団体等の支援の対象に「ヤングケアラー」が明記されるなど、あらゆる視点からこども・子育て支援施策の展開が重要となっています。

このような状況の中、本市では令和7年3月に策定した「第3期日光市子ども・子育て支援事業計画」を基礎としつつ、こども基本法に基づき、こども・若者へと施策を拡充した「日光市こども計画」を策定します。



2 こども基本法及び市町村こども計画とは

「こども基本法」は、すべてのこどもが健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに関する施策を総合的に進めることを目的としています。

令和5年12月には、国はこども施策を総合的に推進するための「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一体化させた「こども大綱」を閣議決定し、こども基本法第10条において、国の「こども大綱」を勘案し、「市町村こども計画」を策定するよう努力義務が課せられています。



3 計画の対象

本計画の対象は、「おおむね30歳未満（施策によっては40歳未満）までのこども・若者とその家庭」を中心に、地域や学校、事業所、関係団体、行政機関など、地域を構成するすべての個人と団体としています。



Ⅱ こども・若者を取り巻く課題

1 結婚に関する視点での課題

未婚化・晩婚化は少子化の要因であり、孤立のリスクも高まります。結婚を希望する人が安心して家庭を築けるよう、経済的不安の軽減や出会いの機会創出などの支援が必要です。

2 妊娠・出産・子育てに関する視点での課題

妊娠・出産期は心身に大きな負担がかかる時期です。保護者に寄り添い、子育てに対する心身の負担感を和らげるにより、安心してこどもを産み育てられる環境づくりが必要です。

3 こどもの居場所での課題

こども・若者が安心して過ごせる居場所の充実が求められています。地域と連携しながら、様々な体験を積み重ねられる居場所を整備・充実させていくことが必要です。

4 子育てと仕事に関する視点での課題

共働き世帯の増加により、子育てと仕事の両立が課題となっています。企業の理解と協力のもと、多様な働き方を実現できる職場の環境づくりが必要です。

5 こども・若者の自立に関する視点での課題

家庭・学校・地域等が連携し、発達段階に応じた学びや体験を通じて自立を支援します。困難を抱える若者には、専門的な相談・支援体制の充実が必要です。

6 配慮が必要なこどもと家庭に関する視点での課題

児童虐待やいじめ、ヤングケアラーなどへの対応が重要です。早期発見と切れ目のない支援のため、関係機関が連携し、相談・支援体制の充実を図る必要があります。

7 こどもの貧困に関する視点での課題

こどもの貧困は社会全体の課題です。ひとり親家庭などへの影響を踏まえ、就労や学習、生活支援を組み合わせた総合的な支援を進める必要があります。

8 都市部と山間部で異なる子育て支援に関する視点での課題

都市部と山間部では子育て環境に差があります。地域の特性を生かした支援の仕組みづくりを進め、すべてのこどもが安心して健やかに成長できる環境整備が必要です。

Ⅲ 基本理念・基本目標

こどもや若者を権利の主体として捉え、こども・若者、子育て当事者の声を反映しながら、すべてのこども・若者が心豊かにのびのびと夢や希望をもって幸せな生活を送ることができるよう、安心して健やかに成長できる良好な生活環境を整えます。

また、地域や社会全体で、こども・若者・子育て当事者へのライフステージに応じた切れ目のない支援を行い、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

こどもひとりひとりが尊重され、 心豊かにのびのびと健やかに育ち、 誰もが安心して子育てを行えるまち

基本目標1 こども・若者の健やかな成長を支える

こども・若者一人ひとりが心身ともに健やかに成長できるよう、妊娠期から切れ目のない支援体制を整備します。さらに、乳幼児期から学童期・思春期、成人期に至るまで、ライフステージに応じた保健対策や家庭教育・学校教育の充実を図り、こどもの健全育成を推進します。

基本目標2 こども・若者の意見を聴き、こどもの育ちや子育てを支援する

すべてのこども・若者が自らの思いや考えを表明し、社会に参画できるまちを実現します。また、虐待防止や障がい、外国ルーツ、社会的自立に困難を抱える家庭など、多様な状況にあるこども・若者を切れ目なく支援し、健やかな成長を支えます。

基本目標3 みんなでこどもを育て、安心して子育てができる環境を整える

こどもたちが健やかに成長し、家庭や地域の中で安心して暮らせるよう、保健・医療・安全対策などの基盤を充実します。また、ひとり親家庭を含む多様な家庭に対する支援とともに、男女共同参画に基づくワーク・ライフ・バランスを推進し、誰もが子育ての幸せと喜びを実感できるよう支援します。

IV 施策の体系

基本理念	基本目標	基本施策と施策の方向
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">こどもひとりひとりが尊重され、心豊かにのびのびと健やかに育ち、誰もが安心して子育てを行えるまち</p>	<p>基本目標 1 こども・若者の健やかな成長を支える</p>	<p>基本施策 1 すべてのこどもが適切に養育され、切れ目のない支援とともに健やかに成長できるまち</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 妊娠期から子育て期の切れ目のない保健対策の充実 2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 3 家庭教育の充実 4 未就学児教育の充実 5 学校教育の充実 6 こどもの健全育成
	<p>基本目標 2 こども・若者の意見を聴き、こどもの育ちや子育てを支援する</p>	<p>基本施策 1 すべてのこどもの人格・個性を尊重し、権利が保障されて暮らせるまち</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童虐待防止対策の強化 2 障がい児施策の推進 3 外国ルーツのこども・家庭への支援 4 社会的自立に困難を有するこども・若者やその家庭への支援の充実 5 小・中学校におけるいじめ・不登校の防止・支援 <p>基本施策 2 すべてのこどもが意見を表明し、参画できるまち</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 こども・若者の社会参画・意見表明機会の推進
	<p>基本目標 3 みんなでこどもを育て、安心して子育てができる環境を整える</p>	<p>基本施策 1 すべてのこどもが幸せに成長できる家庭や環境があるまち</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 食育の推進 2 こども・若者への切れ目のない医療体制の充実 3 地域活動・交流の推進 4 良質な居住環境の確保 5 こどもの遊び場の整備 6 こどもたちの安全の確保 <p>基本施策 2 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるまち</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ひとり親家庭等の自立支援 2 子育てに関わる経済的負担の軽減 3 子育てにおける相談・情報提供の充実 4 子育て支援ネットワークの強化 5 安心して外出できる環境の整備 6 家庭生活における男女共同参画の推進 7 子育てと仕事の両立支援の推進 8 出会い・結婚に向けた支援 9 不妊に対する支援の充実

V 施策の展開

基本目標1 こども・若者の健やかな成長を支える

基本施策1 すべてのこどもが適切に養育され、 切れ目のない支援とともに健やかに成長できるまち

妊娠期から子育て期、学童期・思春期、成人期に至るまで、発達段階に応じた切れ目のない支援を通じて、すべてのこどもが安心して健やかに成長できる環境づくりを進めます。母子保健と児童福祉が連携した支援体制を基盤に、家庭教育や教育・保育、学校教育の充実を図るとともに、地域や関係機関と連携し、多様な学びや体験の機会を提供します。さらに、放課後の居場所づくりや健全育成の取組を推進し、「生きる力」を育みながら、こどもの成長を地域全体で支えるまちを目指します。



主な取組

- ・乳幼児健康診査
- ・ココロ・カラダ教室
- ・家庭教育学級等開設
- ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- ・放課後子ども教室推進事業
- ・放課後児童健全育成事業

基本目標2 こども・若者の意見を聴き、こどもの育ちや子育てを支援する

基本施策1 すべてのこどもの人格・個性を尊重し、 権利が保障されて暮らせるまち

すべてのこどもが人格と個性を尊重され、安全で安心して暮らせる環境を整えるため、権利擁護の視点に立った支援を推進します。児童虐待の未然防止と早期対応をはじめ、障がいのあるこどもや外国ルーツのこども、社会的自立に困難を抱えるこども・若者など、多様な背景や課題に応じた切れ目のない支援体制を強化します。あわせて、いじめや不登校への対応を充実させ、関係機関が連携しながら、一人ひとりが安心して学び、成長し、将来に希望を持って暮らせるまちづくりを進めます。



主な取組

- ・要保護児童対策地域協議会
- ・児童虐待防止の普及啓発
- ・発達支援センター・つばさ園の運営
- ・こども家庭センター
- ・こどもの学習支援事業
- ・不登校児の親への支援

基本目標2 こども・若者の意見を聴き、こどもの育ちや子育てを支援する

基本施策2 すべてのこどもが意見を表明し、参画できるまち

すべてのこどもが意見を表明し、参画できるまちを実現するため、こどもたちが自らの意見を自由に表現できる機会を提供するとともに、地域や学校、家庭と連携し、こどもたちが年齢や発達段階に応じた形で意見を表明し、その声が施策や政策に反映される仕組みを整備します。また、声を上げにくいこどもたちにも配慮し、誰もが安心して参加できる環境を整え、こども・若者の多様な意見やニーズを社会全体で尊重し、まちづくりに活かす取組を推進します。



主な取組

- ・子どもの権利条例の推進
- ・こども・若者の意見反映推進事業
- ・中高生ボランティア体験事業
- ・青少年リーダー育成・活動体験事業
- ・日光リーダーズ支援事業
- ・子ども会支援事業

Pick Up 子どもの権利条例の推進

「日光市子どもの権利に関する条例」に基づき、子どもの権利委員会を開催し、こどもの権利に関する施策を推進します。

基本目標3 みんなでこどもを育て、安心して子育てができる環境を整える

基本施策1 すべてのこどもが幸せに成長できる家庭や環境があるまち

こどもが心身ともに健やかに成長し、安心して日常生活を送ることができるよう、家庭・学校・地域が連携した環境づくりを進めます。食育や医療体制の充実をはじめ、地域活動や交流の促進、良質な住環境や遊び場の整備など、こどもと若者を取り巻く生活環境を総合的に支援します。あわせて、防犯や交通安全対策を推進し、地域全体でこどもの安全を守りながら、幸せな成長を支えるまちづくりを目指します。



主な取組

- ・食育教室
- ・こども医療費助成
- ・地域魅力創出のための若者会議
- ・若年夫婦・子育て世帯居住誘導区域引越補助金
- ・児童館運営事業
- ・こどもの遊び場づくり事業
- ・自主防犯団体支援事業
- ・交通安全啓発事業

基本目標3 みんなでこどもを育て、安心して子育てができる環境を整える

基本施策2 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるまち

家庭や子育てに希望を持ち、安心して子育ての喜びを実感できる環境づくりを進めます。ひとり親家庭への自立支援や経済的負担の軽減をはじめ、相談・情報提供体制の充実、地域ネットワークの強化等により、子育て家庭の不安や孤立を防ぎます。また、男女が協力して家庭を支え、子育てと仕事を両立できる社会の実現に向け、多様な働き方や育児参加を促進します。あわせて、出会い・結婚支援や不妊に関する支援を通じ、ライフステージに応じた切れ目のない支援を展開し、家庭を築く夢を支えるまちを目指します。



主な取組

- ・母子・父子自立支援員による相談支援
- ・赤ちゃんの駅
- ・出産育児一時金の支給
- ・男女共同参画フォーラムの開催
- ・日光子育てチャンネル
- ・ワーク・ライフ・バランスの理解促進
- ・こどもの居場所ネットワーク会議
- ・とちぎ結婚支援センター会員登録補助金

Pick Up 母子・父子自立支援員による相談支援

ひとり親家庭の親が生活上の悩みや課題を解決し、自立した生活を送れるよう、情報の提供や相談・指導等の支援を行います。

Pick Up 日光子育てチャンネル

妊娠・出産、子育て、教育に関する各種支援制度などについて、ライフステージや制度の種類ごとに整理した市ホームページで、周知を行います。

Pick Up 赤ちゃんの駅

無料でおむつ替えや授乳、搾乳ができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、乳幼児の保護者が気軽に利用できるよう広く公表します。



日光市 健康福祉部 子ども家庭支援課

〒321-1292 栃木県日光市今市本町1番地

電話：0288-22-1111（代表）

FAX：0288-21-5137

